

当社が分譲いたしました土地、建物には、一定の期間（5年又は10年）買戻特約登記が付されていることがあります。

買戻しの期間を経過するとその買戻権の効力は消滅しますが、法務局に申請しなければ買戻特約登記は抹消されません。

買戻特約登記の抹消は、令和5年4月1日以降、所有者（登記権利者）が単独で登記申請ができるようになりました。これにより、当社（買戻権者）が交付する書類は不要となります。

不動産登記法の改正…第69条の2（買戻特約に関する登記の抹消）令和5年4月1日施行
【参照リンク先：法務省資料 PDF】

<https://www.moj.go.jp/content/001360818.pdf#page=16>

お手続き等の詳細は、物件所在地の管轄法務局または司法書士等へご確認ください。

〒602-0872 京都市上京区中町通丸太町下る駒乃町 561 番地の 10
京都市住宅供給公社 事業部 買戻特約抹消担当
TEL 075-223-2123 FAX 075-223-2129